

最新規制適合車導入促進助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人千葉県トラック協会（以下「千ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）が、最新規制適合車を導入した場合、導入費用の一部を助成することとし、事業者の行う窒素酸化物及び粒子状物質、二酸化炭素の排出削減といった、環境対策を奨励することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、会費の未納のない事業者とする。

(助成対象車両)

第3条 助成対象車両は、主な型式の排出ガス規制適合識別記号が3文字で2で始まるディーゼル車両とする。（2**ー）

但し、手形により支払われたもの及び転貸リースにより導入された車両は対象外とする。

(助成対象)

第4条 助成対象は、令和6年2月1日から令和6年12月末日までに、車両を新規登録したものとする。

但し、新規入会事業者は、入会日から令和6年12月末日までに導入したものとする。

(助成金額及び助成制限台数)

第5条 助成金額は別表1で定めるとおりとし、別表2で定める通称名で固定する。

助成制限台数は一事業者当たり15台を上限とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は、「令和6年度最新規制適合車導入促進助成実績報告書」により、令和7年2月6日午後5時までに申請を行うものとする。なお、郵送による申請の場合は、令和7年2月6日必着とする。

但し、千ト協は当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。

2. 前項の申請には、千ト協の定める必要書類を添付するものとする。

(交付決定の取消と助成金の返還)

第7条 事業者は関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。

2. 事業者又は交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、千ト協は当該車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

但し、当該車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。

1) 助成金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。

2) 事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき。

3) 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。

4) 事業者が千ト協を脱退したとき。

3. 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が既に事業者へ交付されているときは、千ト協は事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができる。

4. 千ト協は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を期限を定めて命じることができ、返還を命じられた事業者については、千ト協が行う助成事業のすべてに係る申請は、原則として、当分の間、受付を行わないものとする。

1) この要綱その他千ト協が定める事項に違反をしたとき。

2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(財産の処分の制限)

第8条 事業者は交付対象となった車両が、初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

但し、あらかじめ千ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(助成金の交付)

第9条 千ト協は、助成金交付申請があった場合は、その内容を審査し、妥当と認められる場合には、助成金を交付するものとし、交付日は別表3に定める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関して必要がある場合には、会長が別に定めるものとする。

(附則) 本要綱は、平成19年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成20年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成21年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成22年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成22年10月22日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成23年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成24年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成24年 7月27日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成25年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成26年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成27年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成28年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成29年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成29年10月24日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成30年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、2019年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、令和2年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、令和3年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、令和4年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、令和5年 4月 1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、令和6年 4月 1日より実施する。

【 別表1 】 1台当りの助成金額

最大積載量	助 成 金 額
	2**ー
4 t 未満	80,000円
4 t 以上 8 t 未満	120,000円
8 t 以上	200,000円

【 別表2 】 メーカー別通称名

メーカ ー 名	最 大 積 載 量 別 通 称 名		
	4 t 未満	4 t ~ 8 t 未満	8 t 以上
日野自動車	デュトロ	レンジャー	プロフィア
UDトラックス	カゼット	コンドル	クオン
いすゞ自動車	エルフ	フォワード	ギガ
三菱ふそうトラック・バス	キャンター	ファイター	スーパーグレート
トヨタ自動車	ダイナ		
日産自動車	アトラス		
マツダ	タイタン		
ボルボ			FM・FH

【 別表3 】 申請受付日別助成金交付日

申 請 受 付 日	交 付 日
6月～ 7月	当該年度 9月末
8月～10月	当該年度 12月末
11月～12月	当該年度 2月末
1月～ 2月	当該年度 3月末